

新型コロナウイルスワクチン接種についてお知らせ（第21版）

令和5年1月26日現在

新型コロナワクチン臨時接種事業は 令和5年3月末終了

現時点で、国の新型コロナウイルスワクチン臨時接種は令和5年3月末に事業が終了する予定となっています。

新型コロナウイルス感染症は重症化率・死亡率ともに季節性インフルエンザと同等もしくはそれ以下です。ワクチンを接種することの利益、接種することにより起きる短期～長期の健康被害等のリスクを十分考慮して接種をご判断ください。

予約受付専用電話終了

- 新型コロナウイルスワクチン臨時接種事業が3月末で終了することに伴い、接種券付き予診票に同封の案内文や封筒、日時決定通知案内（ピンク色の用紙）等に記載されていた 新型コロナウイルスワクチン予約受付専用電話（0125-74-5030） は令和5年3月末で使用できなくなります。4月以降の新型コロナウイルスワクチンについてのお問合せは 健康づくり推進係（0125-32-5665） までご連絡ください。

追加接種（オミクロン株対応2価ワクチン接種）

- 対象者について
1・2回目接種を完了し、前回の接種から3ヶ月以上経過した12歳以上のすべての方が対象です。
オミクロン株対応ワクチンを接種できるのは一人1回限りとなっています。
- 予約受付について
「接種券付き予診票・予防接種済証・お知らせ」の到着後から随時予約が可能です。ただし、対象者の多くがこれまでにオミクロン株対応ワクチン接種を概ね完了しているため、接種対象者数に合わせて接種場所・接種日時を限定し、月1回となっています。接種を希望される方は設定されている日時にご都合を合わせていただき、お早めに予約申込みをお願いいたします。

1月26日現在の予約可能日 あかびら市立病院：受付時間 13:30～13:50

接種券付き予診票等は令和4年9月末までに2・3・4回目（従来株ワクチン）を接種した方への発送を完了しています。前回の接種から3ヶ月以上が経過してもオミクロン株対応ワクチンの接種券付き予診票が届かない場合は、裏面の問合せ先へご連絡ください。

土曜日・日曜日・祝日の接種をご希望の方は、北海道ワクチン接種センターでの接種が便利です！

開設期間：令和5年1月14日（土）～3月25日（土）までの土曜・隔週日曜・祝日

接種会場：ホテルエミシア札幌（札幌市厚別区）

ワクチンの種類：オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社製）

予約電話番号：050-3851-0181（北海道新型コロナワクチン予約センター）

WEB予約：「北海道ワクチン接種センター」で検索し、予約方法に記載されたバナーをクリック

※上記開設期間及び使用するワクチンの種類等は現時点の予定です。

小児（5歳～11歳）の新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）

- 1・2回目接種を完了し、2回目接種から5ヶ月以上経過した5歳～11歳が対象です。使用するワクチンはファイザー社製の5歳～11歳用（小児用）のワクチン（オミクロン株対応ワクチンではありません）です。
- 「接種券付き予診票・予防接種済証・お知らせ」の到着後から随時予約が可能です。前回同様、電話またはネットで予約してください。予約受付電話番号やURLは接種券付き予診票送付時にお知らせしています。
- 新型コロナウイルスワクチン臨時接種事業が令和5年3月末終了のため、対象となっている方で接種をご希望の場合は2月20日（月）もしくは3月29日（水）に予約のうえ接種してください。

新型コロナウイルスに感染した方の接種について

- 厚労省では感染後3ヶ月の間隔をあけることを推奨していますが、体調が戻って接種を希望される場合は間隔をあけずに接種できるとしています。接種医によっては最低1ヶ月あけることを勧められます。
- 感染後のワクチン接種は有効との考えのほか、感染によりワクチン接種より強固な免疫ができ無用との考えもあります。また、感染後のワクチン接種の免疫反応により、強い副反応等の健康被害を懸念する専門家もいます。いずれにせよワクチンは緊急承認のため十分な臨床試験がされておらず、はっきりしたことはわかっていません。
- 新型コロナウイルスワクチンは重症化予防を目的としています。新型コロナウイルスに感染した時のご自身の症状等を考え、接種の判断をしてください。

ワクチンは強制ではありません！ワクチン差別をなくしましょう！

新型コロナウイルスワクチン接種は強制ではありません。ワクチン接種には、その効果の他にさまざまなリスクもあります。新型コロナウイルス感染症の現状（主な症状、重症化のリスク等）や、ワクチンの効果、感染した場合のご自身の重症化リスク等に対し、ワクチンを接種した場合の副反応等のリスクを十分考慮し、ワクチン接種の必要性を本人（保護者）が決定してください。

ワクチン接種は、職場や施設、地域等、周囲から強制してはいけません。ワクチンを受けないこと、もしくは受けたことにより、差別的な扱い（ワクチンを▲回接種していないと、会社では雇わない・施設に入所できない・地域の集会に呼ばない、会社・学校・グループでワクチン接種の有無を確認する等）を受けることがあってはいけません。

- それって人権侵害？

法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html
みんなの人権110番 0570-003-110（平日午前8時30分～午後5時15分）

予防接種に関するお問合せ

赤平市 介護健康推進課
新型コロナウイルスワクチン接種対策室（健康づくり推進係）
電話番号 0125-32-5665
<https://www.city.akabira.hokkaido.jp>

